

安全で環境と調和のとれた
車社会の実現をめざして

自動車検査



自動運転



関東運輸局自動車技術系職員の仕事

基準緩和認定



関東運輸局 自動車技術安全部技術課

令和7年度

事故調査



型式指定



背景

- 日本の自動車保有台数は約 8, 3 1 0 万台。(令和 7 年 1 月末現在)
- 車社会の成長とともに、自動車と経済・生活との結びつきは一層強くなっており、同時に自動車に関する行政の役割も重要となっています。
- 自動車は走行中に事故を引き起こす危険性や、騒音や排出ガスによる公害を招くおそれを内在しています。
- 車社会を構成している個々の自動車について把握し、安全・環境をコントロールができるようにしておくことが社会的に求められています。



国土交通省



独立行政法人
自動車技術総合機構

検査・登録制度の必要性

- 自動車が検査・登録を受けることによって、安全確保・公害防止が図られるとともに、個々の自動車の識別が可能となり、所有及び使用の実態が制度的に把握され、自動車は初めて社会的に認知された乗り物となります。
- 自動車検査登録制度は、巨大化していくクルマ社会の秩序を支えています。

- 自動車は今や国民生活、社会活動に欠かせないものであり、乗用車、トラック、バス、二輪車やレジャーで使用するキャンピング車など様々な利用がされ、これらの自動車の安全確保、公害の防止を担っているのが「国土交通省」です。
- 国土交通省の自動車技術系職員は、自動車の構造・装置に関する安全・環境基準の策定や、自動車の検査等を通じて、「安全で環境と調和のとれた車社会の実現」を目指して業務を行っています。
- その他、自動車整備事業の認可や自動車整備士試験の実施、自動車整備事業者や自動車運送事業者に立入検査を実施するなどの指導を行い、自動車の安全な輸送の確保も行っています。
- また、近年、自動運転自動車等の実用化が進められていますが、このような新技術に対して最新の技術開発を支援するとともに、国連の会議に参加し、海外政府機関と安全・環境基準を作成するなど、自動車技術系職員の活躍の場は広がっています。

自動車の審査業務



深夜街頭検査 (不正改造自動車の排除)



自動運転自動車の緩和認定



自動車技術系職員の仕事

未来を運ぶ、人にやさしい運輸行政へ

- 自動車技術系職員は自動車の安全確保と環境保全に取り組むとともに、様々な自動車を安全・安心に利用できるよう、自動車の検査をはじめ、車のアフターサービスに対応する事業者への立入監査・指導、不正改造車の排除を目的とした街頭検査等をおこなっています。



リコール業務



事業用安全対策業務



自動車検査



国土交通省

関東運輸局



街頭検査



整備事業者等の指導・監督



自動運転車等の
基準の緩和



事故分析調査

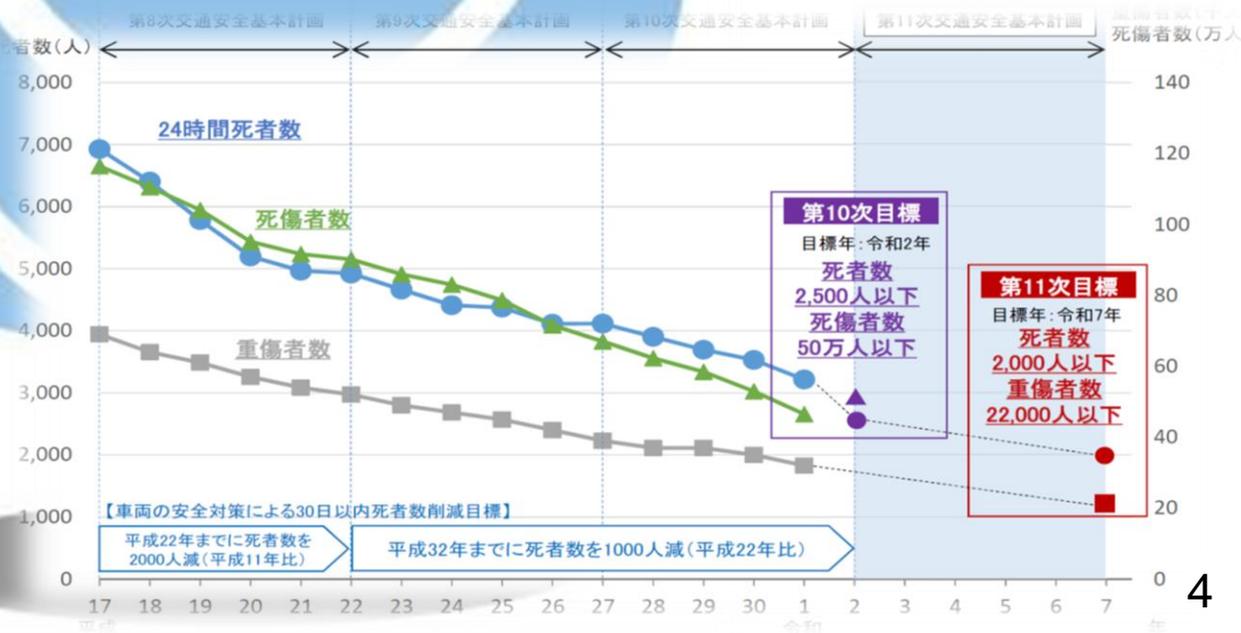
自動車事故削減目標について(政府目標)

- 私たち国土交通省関東運輸局は、自動車検査業務等を通じて、政府目標である「究極的には交通事故のない社会の実現」を目指し、交通事故死者数の削減に取り組んでいます。

国土交通省自動車検査業務等



政府目標

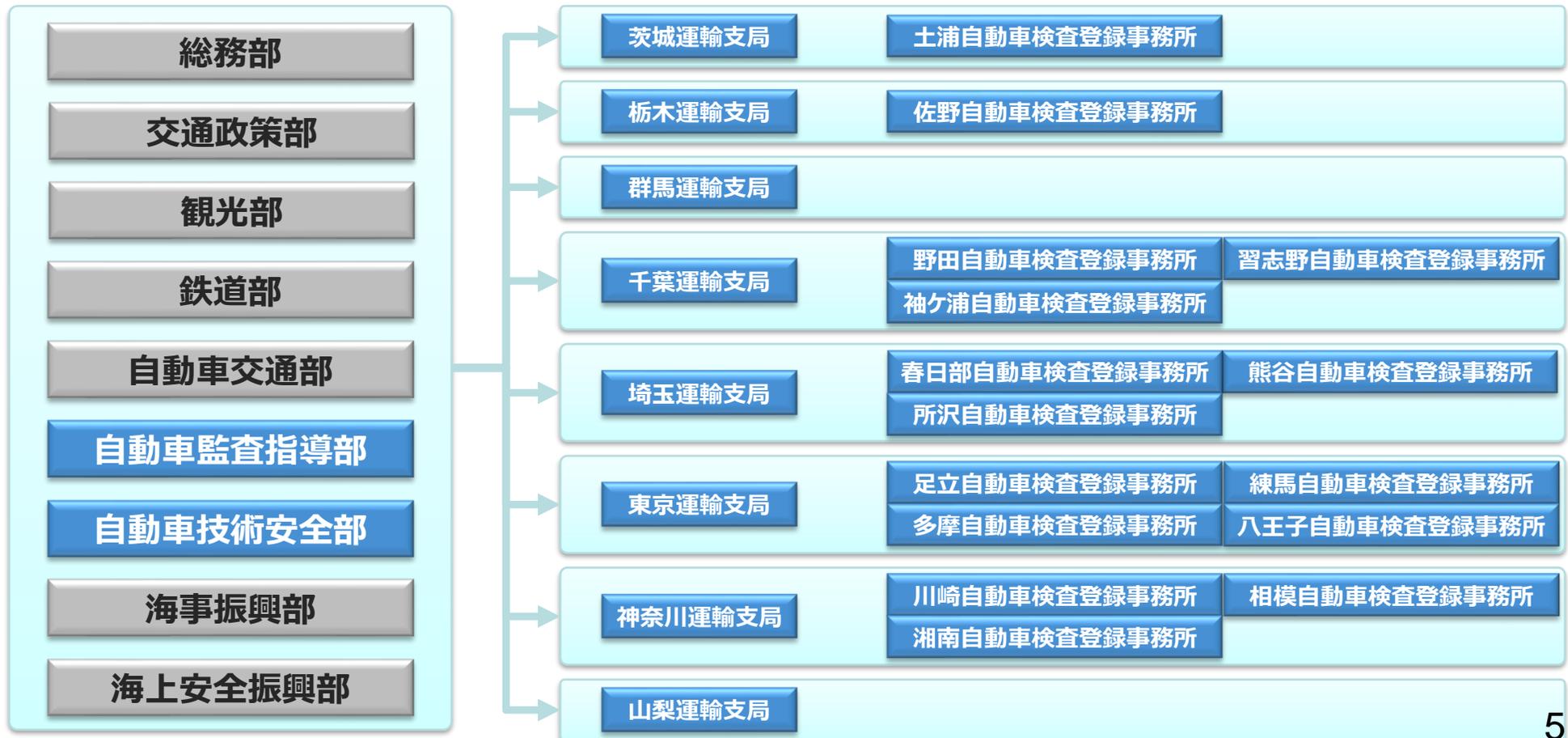


関東運輸局の役割・組織

関東運輸局では、自動車の検査・登録を通じて健全な自動車社会の発展に貢献するとともに、鉄道、バス、タクシー、トラック、船舶等の事業者に対する許認可や指導監督を行うことで、交通モードの安全・安心の確保や利便性を高めるための支援を行い、低公害車の普及促進や物流の効率化といった環境に配慮した交通を確保するための業務を行っております。また、観光振興を通じて活力ある地域づくりを支援するとともに、関東地域における国内外との交流の促進を図っています。

関東運輸局（本局 横浜市）：1カ所

運輸支局・自動車検査登録事務所：関東各地 23カ所



国土交通省の組織


国土交通省物流・自動車局
安全政策課

…自動車運送事業の安全の確保等

審査・リコール課

…自動車の不具合情報の収集・分析等

車両基準・国際課

…自動車の技術基準の策定等

自動車整備課

…点検整備の推進、自動車整備事業の監督等

技術・環境政策課

…自動車の安全に係る施策立案等

自動車情報課

…自動車の登録制度、自動車の流通・消費等

関東運輸局

自動車関連部門
自動車技術安全部
自動車監査指導部
技術課

…自動車の基準緩和の認定、リコール対策、街頭検査の企画等

保安・環境課

…自動車運送事業の安全対策、自動車の環境対策等

整備課

…自動車の点検整備の推進、整備事業の許認可等

管理課

…自動車登録手続きの管理、調整等

自動車監査官(旅客)

…バス・タクシー事業の指導及び監査の実施等

自動車監査官(貨物)

…トラック事業の指導、監査及び適正化対策等

運輸支局（8カ所）

東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨

自動車検査登録事務所（15カ所）

足立、練馬、多摩、八王子、川崎、相模、湘南、熊谷、春日部、所沢、野田、習志野、袖ヶ浦、土浦、佐野

国の業務のうち

車両の審査を依頼


独立行政法人

自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology
（23カ所）

支局・事務所と同一敷地内にある機構が自動車の審査業務を実施する。

自動車の検査業務

自動車検査業務は自動車技術系職員のメインとなる業務で、関東管内の23か所ある運輸支局・自動車検査登録事務所において日々行われている業務です。

車検場で行う検査業務のほか、警察と連携をして高速道路のサービスエリアなどで街頭検査業務も定期的に行っております。

自動車技術系職員は様々な業務を行っておりますが、我々の職員の約半数がこの自動車検査業務に携わっており、そのほかの業務をするにあたって、この業務が基礎となる非常に重要な業務です。



自動車の検査制度

- 自動車の安全・環境基準への適合性を確保するため、自動車の検査制度が存在
- 防犯・徴税・保険の締結確認なども担っている。
- 平成14年7月 自動車の審査業務を国から切り離し、独立行政法人化
- 独立行政法人化後の主な経緯

非公務員化（施行）H19.4.1

自己収入化（施行）H20.1.1

自動車検査独立行政法人から独立行政法人自動車技術総合機構に名称変更（施行）28.4.1

交通安全環境研究所との統合（施行）H28.4.1

登録業務のうち確認調査事務を同法人に移管（施行）H28.4.1（一部区域はH30.4.1）



持込検査件数(R6年度)

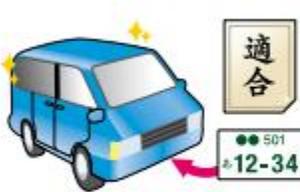
全 国 約640万台
 関東管内 約236万台

その他 出張検査(離島など)



伊豆七島イメージ

自動車検査の主な種類

	新規検査	継続検査	構造等変更検査	街頭検査
検査の種類				
内容	新たに自動車を使用するときに受ける検査 (道路運送車両法第59条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	自動車検査証の有効期間を更新するときに受ける検査 (同法第62条)	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更が生じるような改造をしたときに受ける検査 (同法第67条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	整備不良車や不正改造車等の排除のため路上等において行われる検査 (同法第100条)

安全・環境基準への適合性の審査業務 (支局・事務所検査部門、自動車機構の業務)

- 国が行う業務のうち車両の基準適合性の審査業務を自動車技術総合機構が行っています。

国が行う主な業務

国(運輸支局または自動車検査登録事務所)が実施

審査の受付

車検証の交付



機構が行う主な業務

機構(関東検査部または事務所)が実施

検査コースにて基準適合性審査を行う



審査依頼

審査結果通知

検査コース

事務庁舎



自動車の検査業務(自動車技術総合機構)

- 自動車技術総合機構は、全国93箇所の検査事務所で道路運送車両法に基づき、自動車の検査業務（いわゆる「車検」）を行っています。

検査項目



検査職員の1日(例)



自動車検査職員の教育・育成

自動車検査官として必要な専門知識・技能を身に付けるため、検査経験のレベルや勤続年数に応じた研修を専門施設で定期的に行います。



街頭検査を通じ、車社会の安全安心に貢献(支局・事務所検査部門、自動車機構の業務)

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

関東運輸局プレスリリース

令和4年1月4日

東京運輸支局管内で年末年始における特別街頭検査を実施 ～不正改造車9台に整備命令書を交付～

関東運輸局東京運輸支局は、自動車技術総合機構関東検査部、軽自動車検査協会東京支事務所及び警視庁と連携し、不正改造車を排除するために特別街頭検査を実施しました。

年末年始にかけて首都高速道路などの高速道路上において、ルード族や暴走族の不正改造車が暴走行為を行い、付近住民や一般ドライバーに多大な迷惑を及ぼしていることから、街頭検査を行ったものです。

その結果、22台の車両を検査し、不正改造されていた9台に対して改善措置を命じるとともに整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、15日以内に必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車内の確認を受けていただくこととなります。引き続き、街頭検査の実施などを通じて不正改造車の排除に取り組んでまいります。

- ◎実施場所及び日時
- ① 中央自動車道下り 八王子本線料金所
令和3年12月29日(水)23:00～30日(木)4:00
 - ② 首都高速道路都心環状線内回り 白魚橋駐車場
令和3年12月31日(金)22:00～令和4年1月1日(土)3:00
- ◎検査車両台数
- 22台 ①八王子11台(内訳 四輪車1台 二輪車10台)
 - ②白魚橋11台(内訳 四輪車11台 二輪車0台)
- ◎整備命令書交付台数
- 9台 ①八王子5台(内訳 四輪車1台 二輪車4台)
 - ②白魚橋4台(内訳 四輪車4台 二輪車0台)
- ◎主な不正改造内容
- 消音器の取り外し(6件)
 - 後写鏡の取り外し(5件)
 - 乗車座体(劣りマフラー、リヤウィング)の基準不適合(3件)等

(問い合わせ先)

関東運輸局自動車技術安全部技術課 大野、今泉
電話：045-211-7255(直通)
FAX：045-201-8813

(配布先) 都庁記者クラブ、横浜海軍記者クラブ、神奈川県記者クラブ、
関東運輸局記者会(バイク等専門紙)、物流専門部

① 中央自動車道下り 八王子本線料金所



② 首都高速道路都心環状線 白魚橋駐車場



事故分析調査

所管するバス・タクシー・トラックなどの運送事業者が社会的に影響の大きい事故を起こした場合、我々、自動車技術系職員が事故現場に立ち入りをしたり、関係者に聴取をすることにより原因調査などを行う業務です。

事故原因に応じた、事故防止対策・再発防止策を講じることにより、自動車の安全な輸送の確保を図っております。

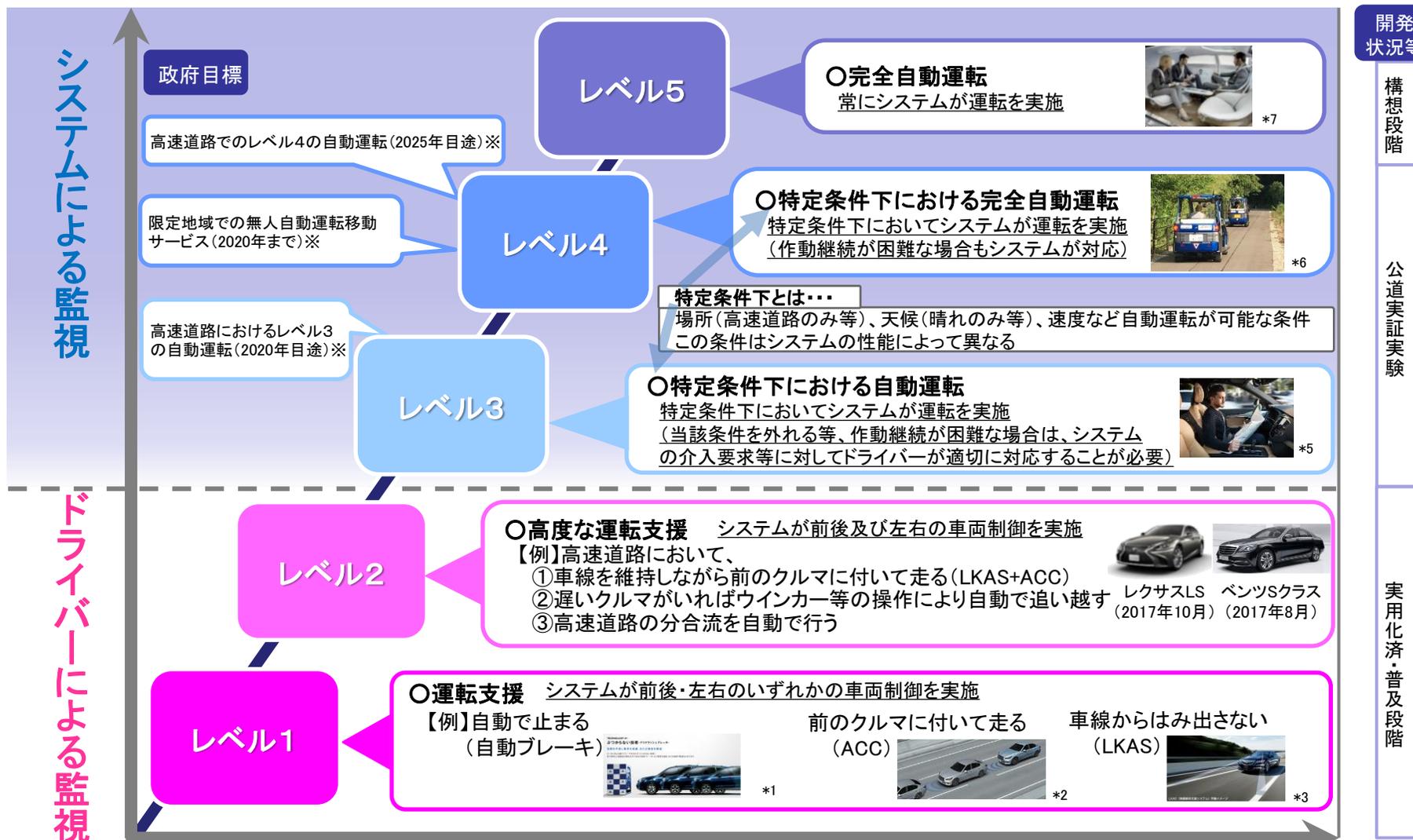


自動運転車等の基準の緩和

超重量物などを運搬する等の一部の特殊な事情を有する工事用車両などについて、は基準の緩和を行い運行をできる様にする業務です。

近年は、技術の進歩により、ハンドルや運転席を有しない自動運転機能を有する車両が出てきており、工事用車両のみならず、そのような車両が関東各地で実証実験を行う事ができるようになっています。





※官民ITS構想・ロードマップ2020(令和2年7月 IT総合戦略本部(本部長 内閣総理大臣)決定)より

ACC: Adaptive Cruise Control, LKAS: Lane Keep Assist System

*1 (株)SUBARUホームページ *2 日産自動車(株)ホームページ *3 本田技研工業(株)ホームページ
*4 トヨタ自動車(株)ホームページ *5 Volvo Car Corp.ホームページ *6 福井県永平寺町実証実験
*7 CNET JAPANホームページ

整備事業者等の指導・監督

自動車製作者（メーカー）や自動車整備工場の認可については、道路運送車両法に基づき、厳しい審査基準をクリアしているものに対して、国土交通大臣が認可をしています。

自動車技術系職員は、それぞれの認可について、認可後も引き続き、審査基準をクリアしているかを管理・監督しております。

仮に審査基準等をクリアしていない場合は立ち入り検査等により事実関係を確認し、その結果、許可の停止・取り消しなど、厳しい処分を行います。



自動車整備事業の指導・監督

自動車整備事業の健全な発達を目指して、整備事業者に対して指導・監督を行っています。

整備事業の種類

○認証整備工場

(自動車分解整備事業→自動車特定整備事業 (R2.4.1~))



又は



(関東地区で約24,500工場)

- ・エンジン交換や、自動運転装置など安全上重要な整備を行う事業を営むためには国の認証が必要となります。

○指定整備工場 (指定自動車整備事業)



(関東地区で約6,900工場)

- ・いわゆる「民間車検場」
- ・指定整備工場の指定を取得すると、継続検査(車検)の際、国の検査場に車を持ち込む必要がなくなります。

点検整備関係

「自動車点検整備推進運動」を実施し、点検整備の確実な実施を推進。



大型車の脱輪事故等の整備不良による事故が相次いることから事業者講習会などを通じて、適切な点検・整備の励行を呼びかけ。

自動車整備士の育成

自動車整備に係る技能の向上を図るため、自動車整備士養成施設(専門学校等)の指導・監督を行うとともに、自動車整備士技能検定試験を行っています。



自動車技術系職員概況(関東運輸局)

自動車技術系職員配置状況[R7.4.1]

職員数：514名

関東運輸局

技術課

整備課

保安・環境課

管理課

自動車監査官(旅客)

自動車監査官(貨物)

運輸局、支局、事務所
34%

運輸支局・自動車検査登録事務所

整備部門【運輸支局のみ】

保安部門【運輸支局のみ】

監査部門【運輸支局のみ】

輸送部門【運輸支局のみ】

検査部門

登録部門

運輸支局で行う業務

整備事業

保安事業

運送事業者
監査事業

審査受付
車検証交付



独立行政法人
自動車技術総合機構
NALTEC
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

自動車機構
検査部事務所出向者
48%



外部出向者
18%

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

交通安全環境研究所
National Traffic Safety and Environment Laboratory

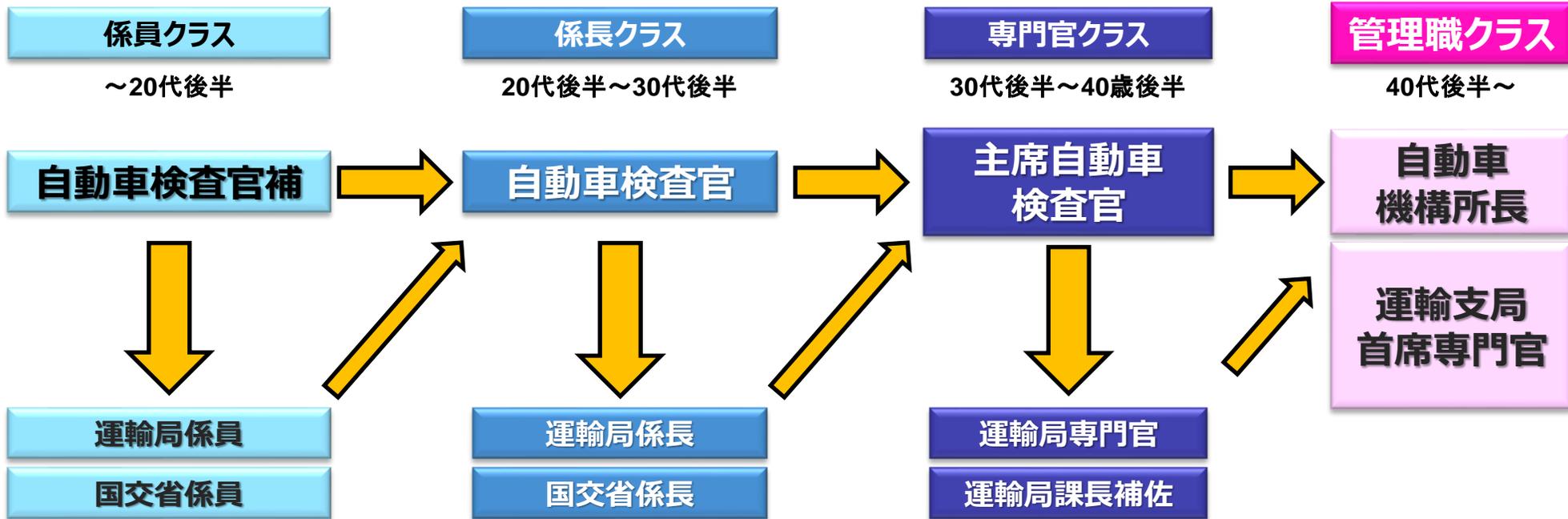
警察庁
環境省

軽自動車検査協会

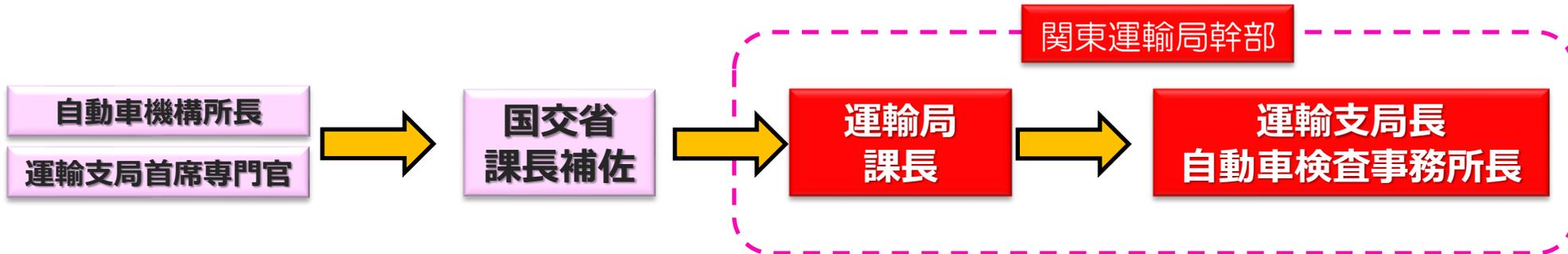
凡例：■運輸局、●支局、▲自動車検査登録事務所

自動車技術系職員のキャリアパス

一般職キャリアパス（イメージ）



管理職からのキャリアパス（イメージ）



※その他の関係機関である、自動車技術総合機構本部、自動車機構交通安全環境研究所自動車認証審査部及びリコール検証部、独立行政法人自動車事故対策機構、軽自動車検査協会等の機関に出向することがあります。

販売前の自動車の審査・認証業務 (交通安全環境研究所、運輸局の業務)

- 販売前の自動車（特に、大量生産される自動車）についてその代表車を用いて、安全基準・環境基準に適合しているかを交通安全環境研究所において審査しています。
- 上記の審査以外にも、申請者の品質管理体制などの審査を行い、適合と判断される場合には、車両に型式が付与されます。この型式が付与された自動車については、検査場での一台毎の自動車の検査を行うことを省略することができ、社会的なコストの観点から見て非常に効率的なシステムといえます。

制動装置不要作動実験



衝突試験



交通安全環境研究所：自動車試験場



排出ガス試験



衝突試験

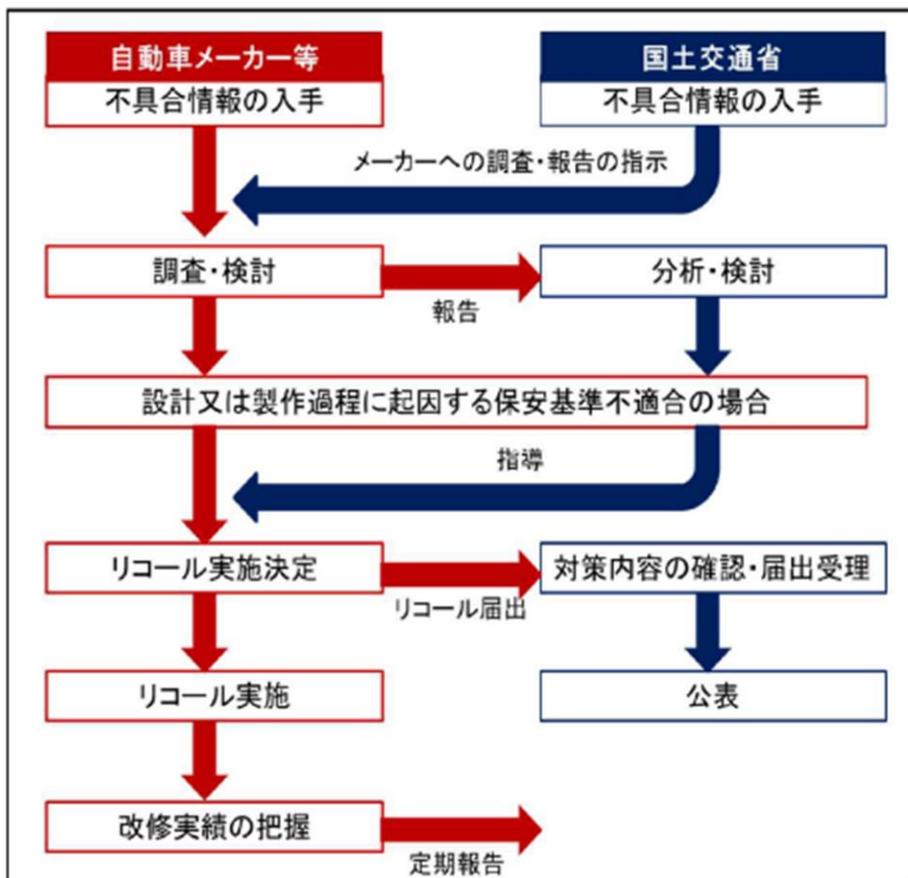


自動車のリコール業務

(交通安全環境研究所、国土交通省、運輸局、支局・整備部門、保安部門の業務)

- リコール制度とは、型式指定自動車の設計・製造過程（メーカーの品質管理体制等）に問題があった場合、自動車メーカーが自らの判断により、国土交通大臣に事前届出を行った上で車両の回収・修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度です。

リコール届出の流れ



- 国土交通省の役割
 - ・不具合情報の入手
 - ・メーカーへの調査・報告の指示
 - ・取組状況が不適切であれば指導
 - ・リコール等対策内容の確認・届出受理
 - ・リコールのプレス発表



- 地方運輸局の役割
 - ・不具合情報の入手
 - ・不具合品の回収状況の確認
 - ・メーカーからの不適切指示の有無を確認
 - ・リコール作業の適切な実施の確認 など



関東運輸局は販売店調査を実施することでリコール関係業務が適正に行われているか確認



**最後までご覧いただき、ありがとうございます。
業務内容等についてご不明な場合には、
ご遠慮なく以下にお問い合わせください。
(事前にご相談いただければ検査コースの見学等も対応いたします。)**

**国土交通省関東運輸局
自動車技術安全部技術課
TEL 045-211-7255 (直通)**

関東運輸局採用HP

